

**新型インフルエンザ等対応マニュアル
(鳥取県教育委員会対応用)**

平成31年1月

鳥取県教育委員会

目 次

I 総論

1	マニュアルの目的	1
2	整理方針	1
3	マニュアルの見直し	1

II 共通

1	新型インフルエンザ等の各発生段階の定義	2
2	県教育委員会の役割	2

III 未発生期

県教育委員会の対応

1	情報収集及び体制整備等	4
2	県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請	4
3	学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策	5

県立学校の対応

1	危機管理体制の整備	6
2	情報収集及び周知の方法	6
3	感染予防対策の周知徹底	6
4	海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員、日本人学校派遣教員に対する感染予防のための措置	8
5	新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討	8
6	児童生徒に対する家庭学習の支援体制の検討	8
7	学校等欠席者・感染症情報システムの活用	8

IV 海外発生期

県教育委員会の対応

1	情報収集及び体制整備等	9
2	県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請	9
3	学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策	11

県立学校の対応

1	危機管理体制の整備	12
2	児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供	12
3	学校内での感染拡大予防のため措置	12
4	海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対する感染予防のための措置	13

5	新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討	1 4
6	児童生徒・教職員への予防的措置のための知識の啓発	1 4
7	学校等欠席者・感染症情報システムの活用	1 4

V 県内未発生期（国内発生早期・国内感染期）

県教育委員会の対応

1	情報収集及び体制整備等	1 5
2	県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請	1 5
3	学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策	1 6

県立学校の対応

1	危機管理体制	1 7
2	児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供	1 7
3	学校内での感染拡大予防のため措置	1 7
4	国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員に対する感染予防のための措置	1 7
5	新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討	1 8
6	児童生徒・教職員への予防的措置のための知識の啓発	1 8
7	学校等欠席者・感染症情報システムの活用	1 8

VI 県内発生早期（国内発生早期・国内感染期）

県教育委員会の対応

1	情報収集及び体制整備等	1 9
2	県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請	1 9
3	学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策	2 0
4	臨時休業等の基準	2 0

県立学校の対応

1	危機管理体制	2 3
2	児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供と収集	2 3
3	学校内での感染拡大防止のため措置	2 3
4	児童生徒・教職員への予防措置のための知識啓発の強化	2 4
5	新型インフルエンザ等感染拡大時の学校運営体制	2 4
6	臨時休業等の期間が長期になる場合の児童生徒の学習支援体制	2 4
7	学校等欠席者・感染症情報システムの活用	2 4
8	臨時休業等の基準	2 4

VII 県内感染期（国内感染期）

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等	2 6
2 県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請	2 6
3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策	2 7
4 臨時休業等の基準	2 7

県立学校の対応

1 危機管理体制	2 9
2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供	2 9
3 児童生徒・教職員・保護者への予防措置・感染拡大防止の強化	2 9
4 学校運営体制の継続	2 9
5 感染拡大防止のための物品の活用	2 9
6 学校等欠席者・感染症情報システムの活用	2 9
7 臨時休業等の基準	3 0

VII 小康期

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等	3 1
2 感染拡大防止	3 1
3 臨時休業の解除	3 1
4 学校運営体制の確保	3 1
5 その他	3 1

県立学校の対応

1 危機管理体制	3 2
2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供	3 2
3 児童生徒・教職員・保護者への予防措置・感染拡大防止の継続	3 2
4 臨時休業の解除	3 2
5 臨時休業等の期間が長期になった場合の児童生徒の学習支援体制	3 2
6 学校等欠席者・感染症情報システムの活用	3 2

その他（参考1） 患者滞在場所に対する環境整備・消毒について 3 3

その他（参考2） 新型インフルエンザ等に関する県民への啓発内容 3 4

I 総論

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が出現した際ににおける鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び県立学校が行うべき対応等についてあらかじめ定めて、新型インフルエンザ等が発生した場合における迅速かつ的確な対策の実施と市町村教育委員会等への周知により、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめて、児童・生徒の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

2 整備方針

このマニュアルでは、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月改正。以下「行動計画」という。）に定める各発生段階（①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期）ごとに、県教育委員会と各県立学校が行うべき対応を整理した。

その際、強毒型への対応と弱毒型への対応は共通の内容が多いが、別々の対応を要する場合にはその旨を記載しているので、注意されたい。

なお、新型インフルエンザ等流行期間中に本県の教育行政機能を維持するためには、県教育委員会及び県立学校の業務も維持・継続していかなければならないが、この詳細については、別途「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を定めることとする。

3 マニュアルの見直し

新型インフルエンザ等の発生から流行・まん延そして終息に至る経過は、必ずしも予測どおりに展開するものではなく、その予測自体も最新の状況や情勢の変化により変更される。本マニュアルは、あくまで作成時点における予測及び状況に基づいて作成したものであり、その後の状況の変化等を踏まえ、今後も隨時見直しを行っていくものとする。

（参考）本マニュアルの対象とする感染症（新型インフルエンザ等）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから上記(1)と同様に社会的影響が大きなもの

II 共通

1 新型インフルエンザ等の各発生段階の定義（行動計画（II-7 発生段階）を参照）

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
国内発生早期 (県内未発生期・県内発生早期)	国内のいざれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 (県内未発生期・県内発生早期・県内感染期)	国内のいざれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

2 県教育委員会の役割

県教育委員会は、県立学校及び教育機関等における新型インフルエンザ等の感染予防、まん延防止対策等に係る事項に関して、確認、検討及び指示等を行う。（具体的な取組事項は、下表及びIII以下のとおり。）

なお、県立学校へ周知・指示する内容については、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部に対しても、所管する学校へ同様に行うよう要請する。

また、私立学校、高等教育機関については地域振興部が、私立幼稚園については福祉保健部が県教育委員会の対策に準じて要請等を行う。

担当課	主な役割
教育総務課	県教育委員会内及び知事部局との連絡調整、対策会議に関する事項 職員の健康管理に関する事項
小中学校課	市町村（学校組合）教育委員会に関する事項（周知、指導助言、情報収集 等）
特別支援教育課	県立特別支援学校に関する事項（周知、指示、情報収集 等）
高等学校課	県立高等学校に関する事項（周知、指示、情報収集 等）
体育保健課	新型インフルエンザ等対応の総括、感染予防に関する事項 鳥取大学附属学校に関する事項（周知、指導助言、情報収集 等）
各教育局	市町村（学校組合）教育委員会を通じた市町村立学校における罹患状況及び臨時休業等の状況の取りまとめ
各教育機関等 （教育機関・地方機関 及び施設所管課 等）	発生情報の報告、臨時休業等の検討に関する事項

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る県知事の権限

国は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要があると認めるときは、県知事が定める期間において、学校、福祉施設（通所等）、興業場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を利用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請・指示することができる。また、要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

III 未発生期（新型インフルエンザ等が発生していない状態）

この時期において、県教育委員会及び県立学校は次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

(1) 情報収集

- ・知事部局（危機管理局、福祉保健部等）を通じ、鳥等のインフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報を収集（教育総務課、体育保健課）
- ・学校等欠席者・感染症情報システムの内容を確認（体育保健課）

(2) 体制整備等

- ・関係者連絡会議の設置（メンバー：県教育委員会事務局関係課担当者）（教育総務課）
- ・国内で発生した場合に備え、県教育委員会と知事部局の担当部局との連絡網の確認（教育総務課）
- ・県教育委員会と学校等との連絡網の確認（別紙1）（体育保健課）
- ・職員の健康管理（教育総務課）
- ・県内発生期以降の業務継続のための県教育委員会職員体制の全体計画の整備（教育総務課）
- ・市町村教育委員会への情報提供と市町村立学校における対応についての検討の要請（体育保健課）
- ・鳥取大学附属学校部への情報提供及び対応についての検討の要請（体育保健課）

2 県立学校等及び各市町村教育委員会への指示・要請

(1) 情報収集及び連絡体制の整備・確認（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

- ・新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針の確立、学校医を含めた対策会議の設置及び対応マニュアルの作成
- ・鳥等のインフルエンザ発生国への修学旅行等についての再検討
- ・保護者との連絡方法の確認
- ・児童生徒及び教職員の海外渡航に係る情報の把握

県（地域振興部、福祉保健部）は私立学校、高等教育機関、私立幼稚園に感染拡大防止対策を要請する。

県教育委員会は、地域振興部及び福祉保健部に対して要請に必要な情報を提供する。

（以下全てにおいて同様に対応）（体育保健課）

(2) 海外渡航予定及び渡航中の児童生徒及び教職員への注意喚起（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

- ・海外に留学又は渡航する児童生徒や海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員、日本人学校派遣教員の緊急連絡体制等の確認
- ・鳥等のインフルエンザ発生国に留学又は渡航する児童生徒及び教職員への感染予防対策の徹底
- ・海外渡航中の児童生徒に対しては、以下の点について周知

- ①現地在外公館に在留届を提出すること。
- ②最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて在外公館に照会すること。
- ③感染の疑いがある場合は、在籍する学校や在外公館に報告すること。

(3) 新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤が予想されることから、教職員が欠勤した場合に備えて、学校運営体制を検討し対策を講じること。

(4) 児童生徒に対する家庭学習の支援体制の準備（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

学校の閉鎖期間が長期になる場合の児童生徒に対する家庭学習の支援体制や授業時間の確保等を検討する。

3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策

(1) 各教育機関等（図書館、博物館、少年自然の家、青年の家、社会体育施設、生涯学習センター）への迅速かつ正確な情報の提供（体育保健課）

- ・海外や国内での鳥等のインフルエンザの発生状況等について情報提供
- ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識について情報提供

(2) 感染拡大防止のための臨時休業等の検討（各教育機関等）

- ・県内における新型インフルエンザ等患者発生に備え、福祉保健部との連携のもと、教育機関等の臨時休業等が必要な地理的範囲や時期について検討する。

県立学校の対応

1 危機管理体制の整備

- (1) 学校と県教育委員会等関係機関との連絡網の確認（別紙1）及び臨時休業等する場合に備えて、児童生徒・保護者との連絡体制の整備
- (2) 各学校において、新型インフルエンザ等対策の準備、発生時の対応のため、学校医を含めた対策組織（校内対策会議）や緊急時マニュアルの作成
- (3) 家庭生活においても外部からの生活支援を必要とする児童生徒については、臨時休業時ににおける支援体制を確認

2 情報収集及び周知方法の確認

- (1) 得られた情報により、必要に応じて計画や対策の見直しに役立てる。
- (2) 学校の対応方針と併せて保護者に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。
- (3) 児童生徒の海外渡航に係る情報を把握・提供する。

3 感染予防対策の周知徹底

新型インフルエンザ等は、流行の時期・流行したときにどうなるか誰にもわからない。そのため、子どもたちには、日ごろから予防対策を身に付けさせ、習慣化しておくことが望ましい。

特別支援学校の児童生徒の場合は、保護者に注意を促すとともに、保護者と学校が連携し、日ごろから予防策が身につくよう指導を行い習慣化できるように努める必要がある。

（1）予防対策等の健康教育

ア マスクの着用

- ・熱、咳、くしゃみ等の症状がある人は必ずマスクを着けること。
- ・このような人と接する時には、自分もマスクを着けること。
- ・「咳（せき）エチケット」を心がけること。（以下参照）

「咳（せき）エチケット」とは、風邪をひいた時に、他人にうつさないためのエチケットで、次のような事項

○咳・くしゃみは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ
1m以上離れてする。使用したティッシュは、ビニール袋に入れて封をして
捨てる。

○咳が出るときは、マスクを着用する。

（注）マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療用の「サージカルマスク」
が望ましいが、通常の市販マスクでもウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果がある。

マスクの入手が困難な場合は、人混みでの飛沫感染を防止するため、ハンカチやティッシュ等で代用する。

いずれにしても、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意し、説明書をよく読んで、正しく着用することが必要。

イ 手洗いの実施

- ・咳やくしゃみをおさえた手、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと。

- ・帰宅したら、必ず手を洗うこと。
- ウ うがいの実施
- ・外出後は必ずうがいを実施すること。
- エ 適度な湿度の維持
- ・室内の乾燥を防ぐために、適度な湿度を保つこと。
- オ 消毒の実施
- ・ドアノブや手すり、取っ手など人がよく触れる所は、こまめに消毒用アルコール等で拭くこと。
- オ 適度な換気
- ・定期的に外気との空気交換を図ること。
- カ 外出時の注意
- ・流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること。
- キ 免疫力を高める
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高める。
 - ・栄養バランスの良い食事をとること。
 - ・規則正しい生活をし、感染しにくい状態を保つこと。
- ク 予防接種の実施
- ・学校等では、児童生徒の予防接種状況を保健調査票等で把握しておくこと。
 - ・新型インフルエンザ等との重複感染を防ぐため、麻疹や通常のインフルエンザ等の発熱性の疾患については、法に基づく予防接種を行うことが望ましい。
 - ・予防接種を実施していない児童生徒への対応について保護者に確認すること。

(2) 大規模流行への準備

ア 新型インフルエンザ等が大流行し、日本国内や地域で広がり始めた時には、その影響を最小限に食い止めるために、以下のことを児童生徒に指導しておくとともに、PTA行事などの機会を利用して、保護者に周知し協力を依頼する。

- ・同居家族の誰かが感染した場合の、他の家族の自主的な自宅待機
- ・一定期間の学校の閉鎖
- ・集会等の延期や中止
- ・地域での人ととの接触を減らすための外出の自粛
- ・教職員の時間差勤務、電話会議、交代勤務の勧め

イ 家庭内での取り決め

家族が感染し一定期間自宅待機になった場合、自分や家族の学校が長期間休校になった場合、保護者の勤務変更を余儀なくされた場合などに、どのように家庭内で役割を分担するか、家庭内で話し合っておくことが望ましい。また、児童生徒にも理解させておく。

特別支援学校の児童生徒の場合は、外部から受けていた生活支援の部分をどのように対応するのかも、市町村担当課と十分な打ち合わせを行っていくことが望ましい。

ウ 学校等への連絡方法

欠席時の連絡方法を保護者と確認しておく。

エ 生活必需品の準備

大流行が、日本だけのものではなく、国外でも同時に発生し、輸入が減少したり停止したりすることにより、種々の生活必需品が手に入らなくなることがある。

学校等においてトイレットペーパーやゴミ袋等の必需品が不足することがないよう準

備しておくことが望ましい。

4 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員、日本人学校派遣教員に対する感染予防のための措置

- (1) 海外に留学又は渡航する児童生徒や海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員、日本人学校派遣教員の緊急連絡体制等の確認をしておく。
- (2) 鳥等のインフルエンザ発生国への修学旅行の再検討を行う。
- (3) 鳥等のインフルエンザ発生国へ留学または渡航する児童生徒等に対して、基本的な感染予防策を指導する。
- (4) 鳥等のインフルエンザ発生国に滞在中の児童生徒等に対しては、次のような対応を指導する。
 - ・現地在外公館に滞在届を提出すること。
 - ・最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて在外公館に照会すること。
 - ・感染の疑いがある場合は、在籍する学校や在外公館報告すること。

5 新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤が予想されることから、教職員が欠勤した場合に備えて、体制を検討し対策を講じる。

6 児童生徒に対する家庭学習の支援体制の検討

新型インフルエンザ等がまん延、感染拡大したときは、臨時休業等が数ヶ月に及ぶことが想定されことから、学校等においては子どもたちへの学業の保障について、設置者と協議しておく。

臨時休業等になった際には、自宅での学習方法を子どもたちに指導しておくとともに、保護者にも周知しておく。

7 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者の情報を入力するとともに、システムで県内外の感染症の状況を把握し、新型インフルエンザ等の早期発見と早期対応に備える。

IV 海外発生期（海外で新型インフルエンザ等が発生した状態）

この時期において県教育委員会及び県立学校は次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

（1）情報収集

- ・危機管理局及び福祉保健部等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集（体育保健課）
- ・新型インフルエンザ等発生国及び周辺地域への渡航者、最近の帰国者（家族を含む）に関する情報を収集（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））
- ・公立学校及び鳥取大学附属学校部を対象とするインフルエンザ施設別発生状況を調査（体育保健課）
- ・学校等欠席者・感染症情報システムの内容を確認（体育保健課）

（2）体制整備等

- ・対策会議を設置（メンバー：教育長・教育次長・次長・各課（室・所）長）し、危機管理体制を確認する。（教育総務課）
- ・国内で発生した場合に備え、連絡網などについて確認する。（教育総務課）

（3）学校関係者等への迅速かつ正確な情報の提供

- ・海外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報について、県立学校、教育機関、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部と適切に情報交換を行う。（体育保健課）
- ・得られた情報を、必要に応じて県教育委員会の計画や対策の見直しに役立てる。（教育総務課、体育保健課）
- ・発生国での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について、速やかに県立学校、教育機関、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部へ情報提供を行う。（体育保健課）
- ・入学試験の延期等に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築について検討する。（高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

2 県立学校等及び市町村教育委員会への指示・要請

（1）情報収集及び連絡体制の整備・確認（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

- ・新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝えること。
- ・児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行うこと。
- ・学校での新型インフルエンザ等発生情報を県教育委員会に報告すること。（別紙2）
- ・感染が拡大して臨時休業になる場合を想定して、各家庭にファクシミリや電子メール等で連絡する体制を確立しておくこと。
- ・新型インフルエンザ等発生国及び周辺地域への渡航者、最近の帰国者（家族を含む）の有無を確認し、結果を県教育委員会に報告すること。

- ・発生国から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に疑わしい症状が見られた場合には、直ちに総合発熱相談センター（保健所）に相談の上、医療機関等で受診するよう指示すること。その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けることがないよう留意すること。

(2) 海外渡航予定及び渡航中の児童生徒及び教職員への注意喚起（**体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）**）

- ・発生国及び周辺地域へ渡航している児童生徒及び教職員の安否を確認すること。
- ・海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ①滞在国及びその周辺における感染者の発生状況
 - ②新型インフルエンザ等の症状、特性等
 - ③基本的な感染予防策
 - ④発生した場合の対応（医療機関の早期受診等）と現地の医療体制
 - ⑤外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報
 - ⑥防疫措置（出国・入国制限等）の実施状況
 - ⑦民間航空便機等の運行状況
 - ⑧現地に留まる場合の注意事項（生活物資の備蓄等）
 - ⑨最寄りの在外公館の相談窓口（健康不安、帰国方法等について相談）
- ・速やかな帰国を指示し、帰国後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び教員の自宅待機を指導するよう指示すること。
- ・新型インフルエンザ等発生国における県内児童生徒、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員、日本人学校派遣教員の帰国等今後の措置について福祉保健部と検討し対応すること。

（**体育保健課**）**福祉保健部と連絡 → 関係課へ報告**
- ・児童生徒等に対し、発生国への渡航は自粛するよう指導するとともに、発生国への修学旅行等は中止又は延期すること。（ただし、弱毒型の場合は渡航延期勧告国及び感染が急速に加速している地域への渡航を中止又は自粛するよう指導すること。）

(3) 業務継続に向けた体制整備

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤した場合に備えた体制を検討すること。

(4) 感染予防対策の周知徹底（**体育保健課**）

以下のような感染予防対策を周知徹底する。

- ①海外の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項についての情報を注視すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断と行動を取るよう各県立学校へ指示すること。
- ②外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航を避けるよう各県立学校へ指示すること。
- ③マスク着用、うがい及び手洗いの励行、人混みを避ける等の指導を強化すること。
- ④「咳（せき）エチケット」を心がけること。
- ⑤児童生徒及び教職員に対して、自らの健康観察を慎重に行い、感染防御や健康状態の把握に努め、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の新型インフルエンザ様症状及び新感

染症様症状（以下「新型インフルエンザ様症状」という。）の早期発見に努めるよう注意喚起を行うこと。

⑥新型インフルエンザ様症状があれば、総合発熱相談センター（保健所）に相談の上、受診するよう指示すること。（この段階で発熱外来が設置される。なお、その際に風評等で不当な扱いを受けないよう留意する。）

⑦児童生徒及び教職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに学校を閉鎖するなどの措置を行い、学校医等と今後の対応を相談すること。

⑧県教育委員会に発生情報を報告すること。

⑨文部科学省や厚生労働省のホームページ上に開設されている情報公開サイト等の情報（新型インフルエンザ等の症状や予防のために必要な留意事項、Q&A等）を提供すること。

3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策

（1）各教育機関への迅速かつ正確な情報の提供（体育保健課）

- ・海外や国内での新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供
- ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識について情報提供

（2）感染拡大防止のための臨時休業等の検討（事務局各課、各教育機関等）

県内における新型インフルエンザ等患者発生に備え、福祉保健部との連携のもと、教育機関等の臨時休業等が必要な地理的範囲や時期について検討する。また、主催事業等についても県内における新型インフルエンザ等患者発生時に開催を自粛する要件等について検討を行う。

県立学校の対応

1 危機管理体制の整備

- (1) 学校と県教育委員会等関係機関との連絡網の確認（別紙1）及び臨時休業等の場合に備えて、児童生徒・保護者との連絡体制の整備
- (2) 各学校において、新型インフルエンザ等対策の準備、発生時の対応のため、学校医を含めた対策組織（校内対策会議）や緊急時マニュアルの作成
- (3) 感染が拡大し、家庭内待機になった場合を想定して、各家庭とファクシミリや電子メールを利用した連絡手段等の確立

2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供

- (1) 海外での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。
 - ・感染が拡大し、家庭内待機になった場合を想定して、各家庭とファクシミリや電子メールを利用した連絡手段等を確立しておく。
- (想定される情報)
- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
 - ・予防のために必要な留意事項
 - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・海外での発生状況 など
- (2) 文部科学省や厚生労働省のホームページ上に開設されている情報公開サイト等の情報を提供（新型インフルエンザ等の症状や予防のために必要な留意事項、Q&A等）

(2) 県内発生期に備えての情報提供

(想定される情報)

- ・臨時休業等の基準
- ・臨時休業等になった場合の留意事項等
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
(この段階で発熱外来が設置される)
- ・国内での発生状況 など

3 学校内での感染拡大予防のための措置

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え情報の共有化を図る。
 - (2) 児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努める。
 - (3) 学校内での健康観察を慎重に行い、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- (4) 児童生徒・教職員に新型インフルエンザ様症状があれば直ちに総合発熱相談センター（保健所）に連絡の上、医療機関等で受診することを指導する。

例)

<新型インフルエンザ様症状がある場合の受診方法について>

お子様で38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の新型インフルエンザ様症状及び新感染症様症状があれば、直ちに総合発熱相談センター（下記保健所）に連絡の上、指示された医療機関等で受診してください。

なお、受診結果につきましては、学校へお知らせください。

【相談窓口】

報告先	電話番号	報告先	電話番号
〔東部〕鳥取市保健所	0857-22-5691	〔中部〕倉吉保健所	0858-23-3142
〔西部〕米子保健所	0859-31-9317		

(5) 児童生徒・教職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに学校を閉鎖するなどの措置を行い、学校医と今後の対応を検討する。

(6) 県教育委員会へ発生情報を速やかに報告する。（別紙2）

(7) 発生国から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員に対しては、感染の有無が確認できるまで自宅待機することや、新型インフルエンザ等様症状を呈した場合に、直ちに総合発熱相談センター（保健所）に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。

4 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対する感染予防のための措置

(1) 発生国及び周辺地域へ渡航している児童生徒及び教職員の安否を確認する。

(2) 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝える。

- ①滞在国及びその周辺における感染者の発生状況
- ②新型インフルエンザ等の症状、特性等
- ③基本的な感染予防策
- ④発生した場合の対応（医療機関の早期受診等）と現地の医療体制
- ⑤外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報
- ⑥防疫措置（出国・入国制限等）の実施状況
- ⑦民間航空便機等の運行状況
- ⑧現地に留まる場合の注意事項（生活物資の備蓄等）
- ⑨最寄りの在外公館の相談窓口（健康不安、帰国方法等について相談）

(3) 速やかな帰国を指示し、帰国後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び教員の自宅待機を指導する。

(4) 海外への留学や修学旅行の予定のある児童生徒にも、必要な情報の提供を行うとともに、

発生国への高校生留学や海外修学旅行については、新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえた上で、自肅する。

5 新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤が予想され、教職員が欠勤した場合に備えて、体制を検討し対策を講じる。

6 児童生徒・教職員への予防的措置のための知識の啓発

(1) 海外の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断と行動を取るよう指導する。

(2) 外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航ができるだけ避けるよう指導する。

(3) マスク着用、うがい、手洗いの励行を指導する。

(4) 「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。

(5) 児童生徒の健康観察を今まで以上に留意するよう教職員を促す。

7 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者の情報を入力するとともに、県内外の感染症の状況を把握し、新型インフルエンザ等の早期発見と早期対応に備える。

V 県内未発生期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

この時期において、県教育委員会及び県立学校は次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

(1) 情報収集

- ・危機管理局及び福祉保健部等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集（体育保健課）
- ・新型インフルエンザ等発生地域への移動者、直近の帰県者（家族を含む）の確認及び該当者への対応（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））
- ・国内の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報について、県立学校等と適切に情報交換を行う。（体育保健課）
- ・得られた情報を、必要に応じて県教育委員会の計画や対策の見直しに役立てる。
- ・学校等欠席者・感染症情報システムの内容を確認（体育保健課）

(2) 体制整備等

- ・県内で第1例目の患者が確認された場合、直ちに臨時休業等を指示・要請できるよう対策会議による危機管理体制の確認を行う。＊対策会議には、必要に応じ福祉保健部へ保健衛生関係職員の参加を要請する。（教育総務課）
- ・新型インフルエンザ等流行時の事務局及び学校運営体制の検討（事務局（教育総務課）、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））
- ・各学校における対応マニュアルの作成状況、臨時休業時の連絡体制や校内対策会議など危機管理体制の整備状況等を確認する。（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））
- ・入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築について検討（高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

2 県立学校等及び市町村教育委員会への指示・要請

- ・新型インフルエンザ等の県内発生に備えた緊急時マニュアルを確認すること。
- ・新型インフルエンザ等発生地域での校外活動や発生地域の児童生徒との交流状況、その他発生地域への移動者、直近の帰県者（家族を含む）の有無を確認し結果を報告すること。
- ・児童生徒及び教職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに学校を閉鎖するなどの措置を行い、学校医と今後の対応を検討すること。
- ・県教育委員会に発生情報を報告すること。
- ・収集したインフルエンザに関する情報のうち、基本的なものは全教職員に伝え、情報の共有化を図ること。

- ・国内発生地域に出発予定及び滞在中の児童生徒及び教職員の感染防止措置（体育保健課、

小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）

修学旅行等で国内発生地域に滞在する児童生徒及び教職員に対して、以下の情報を伝えること。

- ①滞在地域及びその周辺における感染者の発生状況
- ②新型インフルエンザ等の症状、特性等
- ③基本的な感染予防策
- ④発生した場合の対応（滞在先の総合発熱相談センター等の紹介）
- ⑤公的機関の発出する注意情報や対応措置
- ⑥公共交通機関の運行状況
- ⑦健康不安等についての相談方法
- ・国内発生地域から帰県した児童生徒及び教職員（その家族を含む）で、新型インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに総合発熱相談センター（保健所）に相談の上、受診するよう指示すること。その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けることがないよう留意すること。
- ・発生地域への修学旅行等の校外活動について、新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえた上で、自粛を要請すること。

(3) 業務継続に向けた体制整備

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤が予想されるため、教職員が欠勤した場合に備えて、体制を検討し対策を講じること。（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

(4) 感染予防対策の周知徹底（体育保健課）

- ・全職員に対して新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え情報の共有化を図る。
- ・発生時にはパニックを起こさず、正しい情報に基づき、学校医と相談の上、適切な判断と行動を取るよう各県立学校へ指示する。
- ・マスクの着用、うがい、手洗いの励行、人混みを避ける等の指導を強化すること。
- ・「咳（せき）エチケット」に心がけるよう指導を徹底する。
- ・児童生徒及び教職員に対して健康観察を慎重に行い、感染防御や健康状態の把握に努め、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努めるように注意喚起を行うこと。
- ・不要不急の外出及び大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛すること。

3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策

(1) 各教育機関への迅速かつ正確な情報の提供（体育保健課）

- ・海外や国内での新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供
- ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識について情報提供

(2) 感染拡大防止のための臨時休業等の検討（事務局各課、各教育機関等）

県内における新型インフルエンザ等患者発生に備え、福祉保健部との連携のもと、教育機関等の臨時休業等が必要な地理的範囲や時期について検討する。また、主催事業等についても、県内における新型インフルエンザ等の患者発生時に、開催を自粛する要件等について検討する。

県立学校の対応

1 危機管理体制

(1) 県教育委員会と学校等の連絡網の確認

(2) 各学校において、新型インフルエンザ等対策の準備、発生時の対応のための緊急時マニュアルの確認

2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供

(1) 国内での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法を用いて速やかに情報提供を行う。
・感染が拡大し、家庭内待機になった場合を想定して、各家庭とファクシミリや電子メールを利用した連絡手段等を確立しておく。

(想定される情報)

- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
- ・予防のために必要な留意事項
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・国内での発生状況 など

・文部科学省や厚生労働省のホームページ上に開設されている情報公開サイト等の情報を提供（新型インフルエンザ等の症状や予防のために必要な留意事項、Q & A等）

3 学校内での感染拡大予防のための措置

(1) 全教職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え情報の共有化を図る。

(2) 児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行う。

(3) 学校内での健康観察を慎重に行い、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。

(4) 児童生徒・教職員に新型インフルエンザ様症状があれば直ちに総合発熱相談センター（保健所）に相談の上、医療機関等で受診するよう指導する。（発熱外来等、県が指定する医療機関を指示）

(5) 県教育委員会へ発生情報を速やかに報告する。（別紙2）

(6) 発生地域から帰県した児童生徒及び教職員に対しては、感染の有無が確認できるまで自宅待機することや、新型インフルエンザ様症状を呈した場合に、直ちに総合発熱相談センターに相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。

(7) 国内発生地域への移動をできるだけ避けるよう指導する。

4 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員に対する感染予防のための措置

(1) 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学

校から以下の情報を伝える。

- ①滞在地域及びその周辺における感染者の発生状況
- ②新型インフルエンザ等の症状、特性等
- ③基本的な感染予防策
- ④発生した場合の対応（滞在先の総合発熱相談センター等の紹介）
- ⑤公的機関の発出する注意情報や対応措置
- ⑥公共交通機関の運行状況
- ⑦健康不安等についての相談方法

（2）発生地域への修学旅行等の校外活動について、新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえた上で、自粛する。（ただし、弱毒型の場合は、そこまでの対応を求めない。）

5 新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討

教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員の欠勤が予想されるため、教職員が欠勤した場合に備えて、体制を検討し対策を講じる。

6 児童生徒・教職員への予防的措置のための知識の啓発

（1）国内の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断と行動を取るよう指導する。

（2）発生地域におけるマスクの着用、うがい、手洗いの励行を指導する。

（3）「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。

（4）児童生徒の健康観察を今まで以上に教職員に留意させる。

（5）発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。

7 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者の情報を入力するとともに、県内外の感染症の流行状況を把握し、新型インフルエンザ等の早期発見と早期対応に備える。

VI 県内発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

この時期において、県教育委員会及び県立学校は次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

(1) 情報収集

- ・危機管理局及び福祉保健部等を通じ、新型インフルエンザ等の発生した学校等や、発症前後の行動等について情報の収集に努める。（**体育保健課**）
- ・学校等欠席者・感染症情報システムにより各学校・各市町村の発生状況を把握し、福祉保健部・危機管理局と連携し早期対応に努める。（**体育保健課**）

(2) 体制整備等

- ・対策会議を常設し、情報共有及び連絡調整を行うとともに、危機管理体制の確認と今後の対応を検討する。（**教育総務課**）
- ・危機管理局、福祉保健部等と連携を取り、患者との接触状況や学校への対応指示について協議を行う。（**体育保健課**）
- ・体育保健課内に相談窓口を設置し、福祉保健部に設置される窓口との連携を図る。（**体育保健課**）
- ・県立学校、教育機関、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部との連携を密に行う。（**体育保健課**）
- ・状況により県立学校の入学試験の延期等を決定し、入学志願者や学校関係者、関係機関等に連絡を行う。（**高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）**）

2 県立学校等及び市町村教育委員会への指示・要請

(1) 情報収集及び連絡体制の整備・確認（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

- ・児童生徒及び教職員の罹患状況の把握と、速やかな報告をすること。
- ・校内対策会議を常設し、今後の対応を検討すること。

(2) 関係市町村教育委員会との連携（体育保健課、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

新型インフルエンザ等が県立学校で発生した場合、各市町村教育委員会対策会議（仮称）で兄弟姉妹関係などの情報提供と対応策について協議する。

(3) 感染予防対策の実施及び周知徹底（体育保健課）

- ・県内の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項等についての情報提供を行う。
- ・発生時にはパニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう各県立学校へ指示する。
- ・マスクの着用、うがい、手洗いを励行すること。
- ・「咳（せき）エチケット」を心がけること。
- ・各県立学校へ対して、児童生徒・教職員の健康観察を今まで以上に留意すること。

- ・不要不急の外出や大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛すること。

(4) 新型インフルエンザ等流行時の学校運営体制の検討（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課））

- ・教職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の教職員が欠勤した学校における運営体制の具体的方策を指示する。
- ・臨時休業等の期間が長期になる場合の児童生徒の学習支援体制の検討
 - ①児童生徒に対する家庭学習の支援体制を検討する。
 - ②予防投薬対象者（感染性を有すると考えられる期間に患者が滞在した、家庭、幼稚園、学校等に所属する全員を対象に抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬が行われる）に対する行動制限（外出の自粛）時の支援体制を検討する。
- ・臨時休業等措置を取る場合、給食中止等の対応をする。

3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策

(1) 各教育機関への迅速かつ正確な情報の提供（教育総務課・体育保健課）

国内での発生状況、県内での患者の接触状況等について情報提供する。

(2) 施設内での感染拡大防止措置の強化（各教育機関等）

船上山少年自然の家、大山青年の家においては、学校の感染拡大防止策を踏まえ、施設利用者への予防に係る事項を徹底するとともに、健康状態の把握に努める。

- ・利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- ・新型インフルエンザ様症状があれば強く受診を促す。
- ・利用者、職員のマスク着用、うがい、手洗いを励行する。

なお、その他の教育機関等についても学校の感染拡大防止策を参考に、施設利用者への予防に係る事項について周知等を行う。

(3) 発生状況の報告（各教育機関等）

施設内における新型インフルエンザ様症状発症状況について、体育保健課へ報告する。

(4) 感染拡大防止のための臨時休業等の準備（事務局各課、各教育機関等）

新型インフルエンザ等の県内の発生状況を踏まえ、教育機関等の臨時休業等について準備する。

また、主催事業等についても必要に応じて自粛を検討する。

4 臨時休業等の基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第45条第2項に基づく県知事からの要請があった場合には、県知事が定める期間において、県立学校に臨時休業を指示するとともに、市町村教育委員会及び鳥取大学付属学校部に対して同様の要請を行う。また、県教育委員会が所管する教育機関等については、県立学校に準じた対応を行う。（教育総務課・体育保健課）

上記以外の場合には、以下の対応を行う。

強毒型

県教育委員会は県立学校に次のような対応を指示する。また、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部に対して同様の要請を行う。（**教育総務課・体育保健課**）

- ①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれがある時期に登校していなかった者を除く。）が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、直ちに学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で、当該学校について、自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該学校の児童生徒等から新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。
- ②さらに、感染拡大を防止するため必要があると認める場合（患者の感染経路が確認できない場合、その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合など）には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者の活動地域や、児童生徒等の通学区域、生活圏等を勘案して設定する一定の区域（原則として小中学校は（旧）市町村単位、高校・特別支援学校は圏域（東部・中部・西部）単位とする。）内に所在する全ての学校に一斉休業を求めるので、その場合には、患者が未発生の学校も、求められた期間中は学校を臨時休業すること。なお、県教育委員会が所管する教育機関等については、県立学校に準じた対応を行う。

弱毒型

省内発生期・大規模流行期を通じ、県教育委員会は県立学校に次のような対応を指示する。また、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部に対して同様の要請を行う。（**体育保健課**）

- ①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、直ちに学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で、ひとまず3日間、当該児童生徒等の属する学級を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。
 - ・閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や学校全体の臨時休業も検討・実施すること。
 - ・過去にまん延した弱毒型の新型インフルエンザ等が再度発生した場合（既に相当数の住民が免疫を獲得し、かつ有効なワクチンが十分確保されていることから、住民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれが低下していると認められる場合に限る。）その他これに準ずると認められる場合（以下「再発生等の場合」という。）にあっては、季節性インフルエンザの場合に学級閉鎖等を行う状況になるまで、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
 - ・客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
 - ・罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。
 - ・学級等の閉鎖を行った3日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。
- ②さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所

在する全ての学校に一斉休業するよう求めるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。

なお、県教育委員会が所管する教育機関等については、県立学校に準じた対応を行う。

県立学校の対応

1 危機管理体制

- (1) 校内対策会議を常設し、今後の対応を検討する。
- (2) 県対策会議と連携を図りながら、必要に応じて臨時休業等の措置を検討する。
- (3) 保健所（福祉保健局）からの助言等を受けつつ、学校の衛生管理に努める。

2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供と収集

- (1) 県内での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報についてファクシミリや電子メールを用いて速やかに各家庭へ情報提供を行う。

(想定される情報)

- ①国内、県内での感染者の発生状況
- ②新型インフルエンザ等の症状、特性等
- ③予防のために必要な留意事項（マスクの着用、うがい、手洗いの励行、咳（せき）エチケット及び人混みを避ける等の徹底）
- ④発生した場合の対応（総合発熱相談センター等の紹介）
- ⑤公的機関の発出する注意情報や対応措置
- ⑥公共交通機関の運行状況
- ⑦健康不安等についての相談方法

- (2) 児童生徒の動静の把握（生活支援の必要の有無の把握）

3 学校内での感染拡大防止のための措置

- (1) 新型インフルエンザ等県内発生前から実施している措置を強化する。
- (2) 全教職員に対して、県内発生状況に関する情報を正確に伝え情報の共有化を図る。
- (3) 児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を強化する。
- (4) 学校内での健康観察を発熱・頭痛・倦怠感等の新型インフルエンザ様症状の有無を特に慎重に行い、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- (5) 児童生徒・教職員に新型インフルエンザ様症状があれば直ちに医療機関等で受診するよう指導する。（発熱外来等、県が指定する医療機関を指示）
- (6) 県教育委員会へ発生情報を速やかに報告する。（別紙2）
- (7) 国内発生地域から帰県した児童生徒及び教職員に対しては、新型インフルエンザ様症状を呈した場合に、直ちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。
- (8) 患者発生地域での校外活動を自粛する。

4 児童生徒・教職員への予防措置のための知識啓発の強化

- (1) 県内の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項等についての情報提供を行う。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとるよう指導する。
- (2) マスクの着用、うがい、手洗いの励行を指導する。
- (3) 「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。
- (4) 児童生徒・教職員の健康観察を今まで以上に留意するよう教職員へ促す。
- (5) 不要不急の外出や大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。

5 新型インフルエンザ等感染拡大時の学校運営体制

- (1) 県対策会議の指示に従い、学校運営体制を実施する。

- (2) 臨時休業等の措置を取る場合、給食中止等の対応を行う。

6 臨時休業等の期間が長期になる場合の児童生徒の学習支援体制

- (1) 児童生徒に対する家庭学習の支援を行う。

- (2) 予防投薬対象者（感染性を有すると考えられる期間に患者が滞在した、家庭、幼稚園、学校等に所属する全員を対象に抗インフルエンザウィルス薬の予防投薬が行われる）に対する行動制限（外出の自粛）時の支援を行う。

- (3) 授業時間確保のための措置を行う。

7 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者情報を入力するとともに、各地域での患者発生状況について把握する。

8 臨時休業等の基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第45条第2項に基づく県知事からの要請があった場合には、県知事が定める期間において、当該学校について臨時休業すること。

上記以外の場合には、以下の対応を行う。

強毒型

- ①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれがある時期に登校していなかった者を除く。）が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、直ちに学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で、当該学校について、自主的に臨時休業すること。その際の休業期

間は、ひとまず 7 日間程度とし、その間に当該学校の児童生徒等から新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

②さらに、感染拡大を防止するため必要があると認める場合（患者の感染経路が確認できない場合、その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合など）には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者の活動地域や、児童生徒等の通学区域、生活圏等を勘案して設定する一定の区域（原則として小中義務教育学校は（旧）市町村単位、高校・特別支援学校は圏域（東部・中部・西部）単位とする。）内に所在する全ての学校に一斉休業を求めるので、その場合には、患者が未発生の学校も、求められた期間中は学校を臨時休業すること。

弱毒型

①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、直ちに学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で、ひとまず3日間、当該児童生徒等の属する学級を自動的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

- ・閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や臨時休業も検討・実施すること。
- ・再発生等の場合にあっては、季節性インフルエンザの場合に学級閉鎖等を行う状況になるまで、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
- ・客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
- ・罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。
- ・学級等の閉鎖を行った3日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

②さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校に一斉休業するよう求めるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。

VII 県内感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）

この時期において、県教育委員会及び県立学校は次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

(1) 情報収集

- ・学校等欠席者・感染症情報システムにより各学校・各市町村の発生状況を把握し、福祉保健部・危機管理局と連携し対応に努める。（**体育保健課**）

(2) 体制整備等

- ・対策委員会を常設し今後の対応を検討する。（**教育総務課**）
- ・夜間・休日の窓口として対応する。（**体育保健課**）
- ・福祉保健部と連携し地域封鎖の状況を確認する。（**体育保健課**）

2 県立学校等及び市町村教育委員会への指示・要請

(1) 学校関係者等へは、連絡体制により迅速に情報提供を行い、学校から保護者へ情報提供を行うよう指示する。（体育保健課、小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）**）**

(2) 感染予防策の実施及び周知徹底（体育保健課**）**

- ・マスク着用、うがい、手洗いを励行し、咳（せき）エチケットに心がけること。
- ・児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起をさらに強化すること。
- ・発生状況や感染状況を迅速に県教育委員会に情報提供を行うこと。（事前に報告手段や様式を周知する）
- ・県内の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項等についての情報提供を行い、情報の共有化を図ること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること。
- ・各県立学校に対して、地域封鎖の情報提供を行う。
- ・不要不急の外出や大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう各県立学校へ指示する。

(3) 学校運営体制の継続

- ・児童生徒・教職員に新型インフルエンザ等様症状が発生した場合は、福祉保健局に連絡すると共に、福祉保健部と相談し臨時休業等今後の対応を検討すること。（**体育保健課**）
- ・教職員が多数欠勤した場合の各県立学校との連絡体制を確立すること。（**高等学校（高等学校課）特別支援学校（特別支援教育課）**）
- ・福祉保健部からの助言等を受けつつ、学校の衛生管理を継続すること。（**体育保健課**）
- ・臨時休業等の期間が長期になる場合の児童生徒の学習支援体制の検討（**小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）**）
 - ア 児童生徒に対する家庭学習の支援体制を検討すること。
 - イ 初期に罹患した教員の復帰後の活用や教員O Bや学習塾の講師の活用を検討すること。

と。

- ウ 予防投薬対象者(感染性を有すると考えられる期間に患者が滞在した、家庭、幼稚園、学校等に所属する全員を対象に抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬が行われる)に対する行動制限(外出の自粛)時の支援体制を検討し、各県立学校へ指示すること。
- ・臨時休業等の措置を取る場合、給食中止等の対応を指示すること。

3 学校以外の県立教育機関等での感染拡大防止対策

以下の対策を行い、感染拡大防止に努める。

- (1) 各教育機関への迅速かつ正確な情報の提供(体育保健課)
県内の患者の発生状況等について情報提供する。

- (2) 施設内での感染拡大防止措置の強化(各教育機関等)

船上山少年自然の家、大山青年の家においては、学校の感染拡大防止策を踏まえ、施設利用者への予防に係る事項を徹底するとともに、健康状態の把握に努める。

- ・利用者、職員の健康状況に留意し、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。
- ・新型インフルエンザ様症状があれば強く受診を促す。
- ・利用者、職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行

その他の教育機関等についても学校の感染拡大防止策を参考に、施設利用者への予防に係る事項について周知等を行う。

- (3) 発生状況の報告(各教育機関等)

- ・施設内における新型インフルエンザ様症状発症状況について、体育保健課へ報告する。

- (4) 感染拡大防止のための臨時休業等の実施(各教育機関等)

- ・新型インフルエンザ等の県内の発生状況を踏まえ、必要に応じて教育機関等の臨時休業等の措置を実施する。また、主催事業等についても必要に応じて自粛もしくは中止を決定する。
- ・市町村の教育機関等についても臨時休業等の措置について検討を要請する。

4 臨時休業等の基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)第45条第2項に基づく県知事からの要請があった場合には、県知事が定める期間において、県立学校に臨時休業を指示するとともに、市町村教育委員会及び鳥取大学付属学校部に対して同様の要請を行う。また、県教育委員会が所管する教育機関等については、県立学校に準じた対応を行う。(教育総務課・体育保健課)

上記以外の場合には、以下の対応を行う。

強毒型

まん延期以降は学校においても、個別発生への即応から集団感染の防止へと対策の重点を移行させることとする。従って、単発的・散発的な患者発生に対応した臨時休業は、行わなくてもよいが、学校は集団感染の場になりやすいことから、発生が集団的・連続的な場合には、慎重に対応する必要がある。

そのため、県教育委員会は県立学校に次のような対応を指示する。また、市町村教育委員会及

び鳥取大学附属学校部に対して同様の要請を行う。（教育総務課・体育保健課）

①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、ひとまず7日間、当該児童生徒等の属する学級について、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

- ・閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や臨時休業も検討・実施すること。
- ・客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
- ・罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。
- ・学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

②さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校に一斉休業するよう求めるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。なお、県教育委員会が所管する教育機関等については、県立学校に準じた対応を行う。

※弱毒型は県内発生期・大規模流行期共通

県立学校の対応

1 危機管理体制

(1) 校内対策会議を開催し、今後の対応を検討する。

(2) 県対策会議との連携を密に行う。

2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供

(1) 県内での新型インフルエンザ等の流行状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法（ファクシミリや電子メール）を用いて速やかに情報提供を行う。

(2) 学校関係者等への連絡体制により、県教育委員会からの情報提供を迅速に学校から保護者へ情報提供を行う。

3 児童生徒・教職員・保護者への予防措置・感染拡大防止の強化

(1) 新型インフルエンザ等県内発生前から実施している措置を強化する。

(2) 自宅におけるマスクの着用、うがい、手洗いの励行を強化するよう促す。

(3) 児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行う。

(4) 児童生徒・教職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、学校医と相談し今後の対応を検討する。

4 学校運営体制の継続

(1) 学校職員が多数欠勤した場合、県教委・保護者への連絡網を確立し、実施する。

(2) 保健所からの助言等を受けつつ、学校の衛生管理に努める。

(3) 臨時休業等の期間が長期になる場合の児童生徒の学習支援体制

①児童生徒に対する家庭学習の支援を行う。

②予防投薬対象者（感染性を有すると考えられる期間に患者が滞在した、家庭、幼稚園、学校等に所属する全員を対象に抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬が行われる）に対する行動制限（外出の自粛）時の支援を行う。

(4) 臨時休業等の措置を取る場合、給食中止等の対応を行う。

5 感染拡大防止のための物品の活用

新型インフルエンザ等県内外発生後は、マスク・手袋・石鹼および手指消毒用アルコール等を活用し感染拡大防止に努める。

6 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者情報を入力するとともに、各地域で患者発生状況

について把握する。

7 臨時休業等の基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第45条第2項に基づく県知事からの要請があった場合には、県知事が定める期間において、当該学校について臨時休業すること。

上記以外の場合には、以下の対応を行う。

強毒型

①その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、ひとまず7日間、当該児童生徒等の属する学級について、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

- ・閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や臨時休業も検討・実施すること。
- ・客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖等は行わないこととしてもよいこと。
- ・罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。
- ・学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医や所轄の福祉保健局と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

②さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校に一斉休業するよう求めるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。

※弱毒型は県内発生期・大規模流行期共通

VIII 小康期（新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態）

この時期において、県教育委員会及び県立学校は、次のとおり対応するものとする。

県教育委員会の対応

1 情報収集及び体制整備等

（1）情報収集と提供

- ・福祉保健部と連携して、県内感染状況を把握し県立学校、学校以外の施設に情報提供を行う。
- ・県内の感染状況を県立学校、市町村教育委員会及び鳥取大学附属学校部に情報提供する。
- ・学校等欠席者・感染症情報システムにより各学校・各市町村の発生状況を把握し、福祉保健部・危機管理局と連携し対応に努める。（体育保健課）

（2）体制の廃止

- ・対策会議の常設の廃止（教育総務課）
- ・夜間休日窓口の廃止（体育保健課）

2 感染拡大防止

（1）学校での感染拡大防止（体育保健課）

- ・マスクの着用、うがい、手洗いの励行を指導する。
- ・児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、各県立学校へ注意喚起を行う。
- ・新型インフルエンザ様症状があれば受診するよう指示する。
- ・学校内での健康観察を慎重に行い、新型インフルエンザ様症状の早期発見に努める。

（2）学校以外の施設の感染拡大防止（各教育機関等）

- ・臨時休業の措置解除の検討を行い、開館にあたっては不特定多数の出入りがあるため感染防止のためにマスクを着用する。

3 臨時休業の解除

地域的な一斉閉鎖の要請を受けて行われている学校は、状況に応じて大規模流行期（回復期）中から、臨時休業を行っている学校からの発生状況報告や県内の発生状況等を勘案し、関係機関と臨時休業の解除時期及び解除後の対応について協議する。

4 学校運営体制の確保（小中義務教育学校（小中学校課）、高等学校（高等学校課）、特別支援学校（特別支援教育課）

（1）学校再開における児童生徒の学習支援体制を強化する。

- （2）教職員の出勤状況、特に初期に罹患した教職員の復帰状況の把握と、必要な職員の確保と臨時の人員配置の措置を行う。

5 その他（教育総務課）

これまでの対応を総括・評価し、対応マニュアルの見直し等を行って次の流行に備える。

県立学校の対応

1 危機管理体制

(1) 校内対策会議を開催し、今後の対応を検討する。

(2) 県対策会議との連携を密に行う。

2 児童生徒及び保護者への迅速かつ正確な情報の提供

(1) 県内での新型インフルエンザ等の流行状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法（ファクシミリや電子メール）を用いて速やかに情報提供を行う。

(2) 学校関係者等への連絡体制により、県教委からの情報提供を迅速に学校から保護者へ情報提供を行う。

3 児童生徒・教職員・保護者への予防措置・感染拡大防止の継続

(1) 新型インフルエンザ等県内発生前から実施している措置の強化を継続する。

(2) 自宅におけるマスクの着用、うがい、手洗いの励行を強化するよう促す。

(3) 児童生徒・教職員に対して感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行う。

4 臨時休業の解除

(1) 自主的に行った臨時休業については、校内での患者発生状況を勘案し、学校医・保健所と相談の上、解除する。

(2) 地域的な一斉閉鎖の要請を受けて行った臨時休業については、患者発生状況を県教育委員会に報告の上、関係機関等と協議を行う。その結果を踏まえて適切な時期に臨時休業を解除する。

5 臨時休業等の期間が長期になった場合の児童生徒の学習支援体制

学校再開における児童生徒の学習支援を行う。

6 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

学校等欠席者・感染症情報システムに欠席者情報を入力するとともに、各地域で患者発生状況について把握する。

その他（参考1） 患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

1 環境整備

（ア）床の清掃

有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、患者が滞在した場所の床は濡れモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。その際に洗浄剤を使用するとより効果的である。明らかに患者由来の液体（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が存在している箇所は消毒を行う。

（イ）患者が接触した箇所の清掃

患者が頻回に接触したと考えられる箇所（ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ロッカー等）についても濡れタオルや雑巾で拭き取り清掃を行う。洗浄剤を使用するとより効果的である。パソコン、電話、FAX等の電子機器類等、水分が入ることによって故障の可能性のあるものはアルコール製剤による消毒を行う。

（ウ）壁、天井の清掃

患者由来液体が明らかに付着していない場合は清掃の必要はない。患者由来の液体が付着している場合は該当箇所を広めに消毒する。

（エ）食器、衣類、リネン

食器、衣類、リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の液体が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80°C、10分間以上）を実施する。

（オ）物品

患者が使用した物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

2 消毒について

消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液あるいはイソプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤を用いて行う。

（1）次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は、0.05～0.5W/V%（500～5,000ppm）の液体を用いる。30分間の浸漬あるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また、消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

（2）イソプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤

70 V/V%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の不噴霧は完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

3 環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク（原則的にはサージカルマスク）。ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、丈夫で水を通さない材質のものを使用する。

4 手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いかもししくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事摂取前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において新型インフルエンザ等の流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅にも必ず手指衛生を実施するよう指導する。

その他（参考2） 新型インフルエンザ等に関する県民への啓発内容

＜新型インフルエンザ等発生前に準備すべきこと＞

①うがい・手洗い・マスク着用の励行

新型インフルエンザ等に対する対策は通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらうこと、このような人と接する時にはマスクを着けることが大変重要です。咳やくしゃみをおさえた手、鼻をかんだ手は直ちに洗うことも必要です。これらが、インフルエンザ予防のために必要な「咳エチケット」です。外出後の手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えることも重要です。



咳エチケット

- ・咳・くしゃみは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1m以上離れてする。使用したティッシュは、ビニール袋に入れて封をして捨てる。
- ・咳が出るときは、マスクを着用する。
(注)マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療用の「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでもウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果がある。
マスクの入手が困難な場合は、人混みでの飛沫感染を防止するため、ハンカチやティッシュ等で代用する。
- ・いずれにしても、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意し、説明書をよく読んで、正しく着用することが必要。

②食料・水・日用品の確保・備蓄

国内で発生していないなくても海外で大流行すれば、その影響で輸入が減少したりして、食料その他の生活必需品やマスク等の感染予防用品が不足することも予想され、国内でまん延する頃には、こうした物資は一層手に入りにくくなることがあります。

そのような状況下でも、生活を維持しながら感染を予防するため、買い物等で外出しなくてもよいよう、最低限（2週間分程度）の食糧・日用品等は各家庭等で備蓄しておく必要があります。

③発熱時の対応の相談

本人、家族が感染し、一定期間の自宅待機になった場合、学校が長期に休みになった場合、また勤務状況の変更が余儀なくされた場合などで、どのように家庭内で役割を分担し家庭を維持していくかなどについて、各家庭で計画を立てておくことが勧められます。また、突然仕事を休まねばならなくなった時の連絡についても勤務先と相談しておく必要があります。

＜新型インフルエンザ等発生後に取るべき対応＞

①情報収集

情報には、(1)国・地方自治体の提供する情報、(2)企業が提供する情報（商業ベースのものとそうでないものがある）、(3)マスコミが提供する情報、(4)噂・デマ情報などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなど様々です。

しかし、中には情報の信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

②発症者の家庭における留意事項

発熱・咳・全身痛など通常のインフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく近医を受

診すると、万が一新型インフルエンザ等であった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。その場合はまず、保健所等（総合発熱相談センター）に連絡し、県が指定する医療機関など（発熱外来など）を受診して下さい。県や、市町村、保健所から、情報が提供されますので、隨時チェックをするようにしてください。

特に自分自身が発熱・咳・のどの痛みなどの「かぜ症状」を呈した場合には、その症状が新型か否かにかかわらず、インフルエンザによるものか否か、またインフルエンザであってもどの型であるかは、検査をしなければ分かりません。したがって、上に挙げたような医療機関を受診する必要がありますが、医療機関を受診するときはもちろん、外出時、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がけることも必要となります。

総合発熱相談センター	発熱を有する患者さんからの相談を受ける施設。保健所に設置する。
発熱外来	発熱を訴える患者さんに対し、直接通常の外来を受診するのではなく、他の症状の患者さんから隔離した場所で外来診察を行うシステム。新型インフルエンザ等感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、新型インフルエンザ等であれば感染症指定医療機関等に入院措置等が取られる。

③医療の確保への協力

大規模流行期には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師を始めとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を支えるインフラが極端に脆弱になることが予想されます。

また、大規模流行期であっても、生命に関わる救急の患者さんや人工透析などの継続的な治療が必要な患者さんもおられます。

したがって、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控えて、通常の医療の確保に協力することが重要です。

④不要不急の外出の差し控え

感染拡大を極力回避するために、食料等の生活必需品の買出しや独居家庭への見回りなどのやむをえない外出以外の不要不急の外出は極力差し控えることが望まれます。（地域によって事情が異なることが多いため、市町村が主導となり、各コミュニティ等で自主的に決定する）

⑤イベント・集会の自粛の周知、協力要請

対策本部は、新型インフルエンザ等の発生状況、感染状況等を踏まえて、多数の県民が集まることが想定されるイベントや行事の主催者に対して、自粛、中止等の呼びかけの時期、方法等を決定し、広報班及び関係課を通じて周知、協力要請を行う。

<家庭の備蓄物品の例>

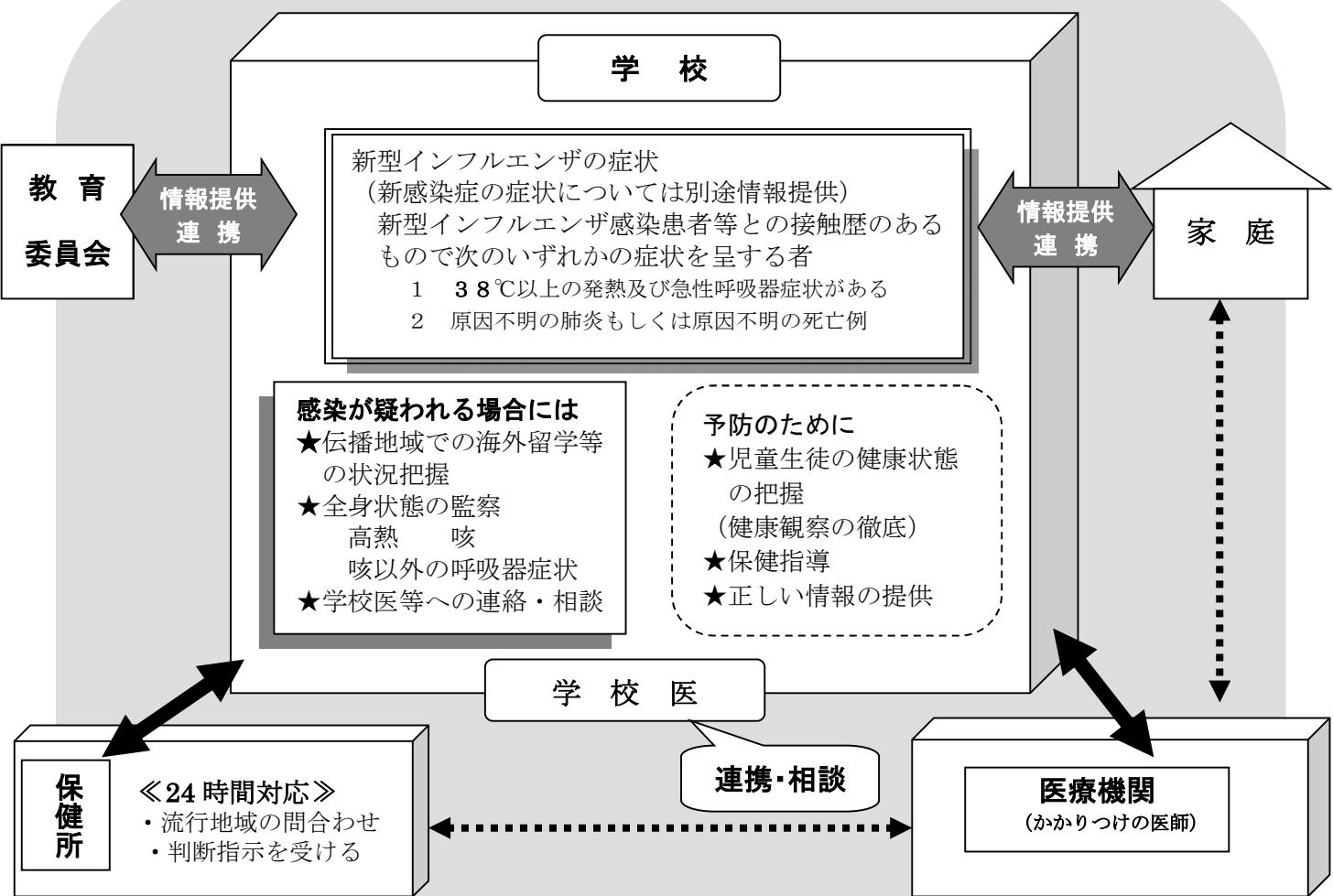
食糧（長期保存可能なもの）	日用品・医療品
<p><主食類> -----</p> <p>□米 □乾麺類（そば、ソーメン、うどん等） □切り餅 □コーンフレーク・シリアル類 □乾パン □各種調味料</p> <p><その他> -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レトルト・フリーズドライ食品 ・冷凍食品（家庭での保存温度や停電に注意） ・インスタントラーメン ・缶詰 ・菓子類 ・ミネラルウォーター ・ペットボトルや缶入りの飲料 ・缶ドロップ ・チョコレート、キャラメル ・ジャム ・粉ミルク、離乳食、紙オムツ ・現金（カードが使えない場合に備えて） 	<p><常備品> -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬） ・絆創膏（大・小） ・ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの） ・包帯、湿布、消毒薬 ・マスク ・ゴム手袋（破れにくいもの） ・水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） ・漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） ・消毒用アルコール <p><通常の災害時にもあると便利なもの> -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯 ・乾電池 ・携帯電話充電キット ・ラジオ・携帯テレビ ・カセットコンロ・ガスボンベ ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー

注1 解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）は、薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるので、インフルエンザの場合、医師が処方した解熱剤以外は使用しないこと。

注2 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）は、発症後48時間以内に服用する必要があるので、新型インフルエンザ様症状がある場合には、常備薬等は服用せず、事前に電話連絡の上で医療機関を受診する必要がある。

学校における新型インフルエンザ等の対応について

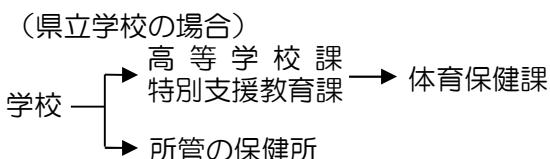
鳥取県教育委員会



児童生徒が新型インフルエンザ等に感染した場合(もしくは感染の疑いがある場合)

- ★学校は出席停止の措置を講じることができる。(第1種の感染症)
- ★関係機関へ連絡 <※ただちに電話連絡>
- ★その後、報告書(インフルエンザ報告書式に準ずる)提出

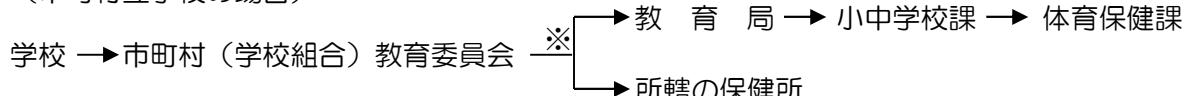
<臨時休業の流れ>



(鳥取大学附属学校の場合)



(市町村立学校の場合)



<出席停止の流れ>

(県立学校の場合)

学校等欠席者・感染症や情報システムへの入力により、報告書の提出は不要。

(市町村立学校及び鳥取大学附属学校の場合)

上記<臨時休業の流れ>中の※の箇所については、学校等欠席者・感染症情報システムへ入力により、報告書の提出に代えることができる。

新型インフルエンザ等発生時の報告ルート及び様式等

(注) 様式は、新型インフルエンザ発生時の場合のものであり、新感染症発生時の場合は、これに準じて作成すること。

学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとった場合

- 1 市町村（学校組合）立幼稚園・小・中・義務教育学校
 ↓※1
 市町村（学校組合）教育委員会
 ↓※2 (別紙様式2) ↓※2 (別紙様式1)
 所轄保健所 各教育局 → 小中学校課 → 体育保健課
- 2 県立学校 → 体育保健課
 $\underset{\text{※3}}{\rightarrow}$
- 3 鳥取大学附属学校 → 体育保健課
 $\underset{\text{※3}}{\rightarrow}$

⌈
 ※1 従来、各設置者に報告している様式で可
 ※2 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力により代えることができる。
 ※3 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力による

学校保健安全法第20条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合

- 1 市町村（学校組合）立幼稚園・小・中・義務教育学校
 ↓ (別紙様式3)
 市町村（学校組合）教育委員会
 ↓ (別紙様式2、3) ↓ (別紙様式1、3)
 所轄保健所 各教育局 → 小中学校課 → 体育保健課
- 2 県立学校 → 所轄保健所及び高等学校課（特別支援教育課）
 (別紙様式4) ↓
 体育保健課
- 3 鳥取大学附属学校 → 所轄保健所及び体育保健課
 (別紙様式4)

【報告時期】 措置決定後、速やかに報告すること。

【報告方法】 様式による報告は、第一報を速やかにファクシミリの上、後に文書で報告のこと。

報 告 先	ファクシミリ番号
県教育委員会体育保健課	0857-26-7542
〃 東部教育局	0857-22-1607
〃 中部教育局	0858-23-5203
〃 西部教育局	0859-35-2096
鳥取市保健所	0857-22-5669
倉吉保健所	0858-23-4803
米子保健所	0859-34-1392

(別紙様式1)

番号
年月

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村(学校組合)教育委員会教育長

新型インフルエンザの発生による
$$\begin{Bmatrix} \text{出席停止} \\ \text{臨時休業} \end{Bmatrix}$$
について(報告)

このことについて、別添写しのとおり
$$\begin{Bmatrix} \text{出席停止} \\ \text{臨時休業} \end{Bmatrix}$$
の措置をとったので報告します。

*別紙様式3を添付すること。

(別紙様式2)

番号
年月

所轄保健所長様

市町村(学校組合)教育委員会教育長

新型インフルエンザの発生による
$$\begin{Bmatrix} \text{出席停止} \\ \text{臨時休業} \end{Bmatrix}$$
について(報告)

このことについて、別添写しのとおり
$$\begin{Bmatrix} \text{出席停止} \\ \text{臨時休業} \end{Bmatrix}$$
の措置をとったので報告します。

*別紙様式3を添付すること。

(別紙様式3)

番年月号

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）立学校長

新型インフルエンザの発生による臨時休業について（報告）

このことについて、下記のとおり臨時休業の措置をとったので報告します。

記

- 1 学校名及び校長名
- 2 所在地
- 3 臨時休業の措置をとった理由
- 4 臨時休業の範囲（学校、学年、学級）

休業の範囲 学年、学級	在籍者数	新型インフルエンザ		臨時休業の期間	臨時休業日 前日の措置
		欠席者数を含 む患者数	欠席者数		
全校総数 学級数()					

- * 全校総数の欄には、臨時休業を行っていない学級等も含めてそれぞれの全校総数を記入する。
- * 学校を単位とした臨時休業のときは、学年別人数を記入する。
- * 欠席者数を含む患者数及び欠席者数は、新型インフルエンザによる者のみを記入する。
- * 臨時休業は日を単位として休業にした日を記入する。（午後早退は臨時休業日としない）
- * 臨時休校日前日に早退させた場合は、「臨時休業日前日の措置」の欄に記入すること。

- 5 主な症状（その他参考となる事項）

(別紙様式4)

番号
年月日

所轄保健所長
教育長 } 様

学校長

新型インフルエンザの発生による臨時休業について（報告）

このことについて、下記のとおり臨時休業の措置をとったので報告します。

記

- 1 学校名及び校長名
- 2 所在地
- 3 臨時休業の措置をとった理由
- 4 臨時休業の範囲（学校、学年、学級）

休業の範囲 学年、学級	在籍者数	新型インフルエンザ		臨時休業の期間	臨時休業日前日の措置
		欠席者数を含む患者数	欠席者数		
全校総数 学級数()					

- * 全校総数の欄には、臨時休業を行っていない学級等も含めてそれぞれの全校総数を記入する。
- * 学校を単位とした臨時休業のときは、学年別人数を記入する。
- * 欠席者数を含む患者数及び欠席者数は、新型インフルエンザによる者のみを記入する。
- * 臨時休業は日を単位として休業にした日を記入する。（午後早退は臨時休業日としない）
- * 臨時休校日前日に早退させた場合は、「臨時休業日前日の措置」の欄に記入すること。

- 5 主な症状（その他参考となる事項）

所轄保健所長
鳥取県教育委員会教育長 } 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長

新型インフルエンザの発生による地域一斉臨時休業について（報告）

のことについて、下記のとおり地域一斉臨時休業の措置をとったので報告します。

記

1 一斉臨時休業予定期間

年月日（　）から 年月日（　）

2 臨時休業学校数（患者発生校を含む）

校種	学校数(校)	総児童生徒数(人)	休校措置学校数(校)	休校措置をとった学校の総児童生徒数(人)
幼稚園				
小学校				
中学校				
義務教育学校				
合計				

3 臨時休業の措置をとった学校名（一覧添付可）

4 新型インフルエンザ患者発生校における臨時休業予定期間

年月日（　）から 年月日（　）

※新型インフルエンザ患者発生校については、別紙1から3も報告してください。

※一斉臨時休校を行った日の午前中に提出してください。

(別紙様式 6)

番号
年月日

教育長様

学校長

新型インフルエンザの発生による臨時休業の期間における児童生徒数の感染
状況について（報告）

このことについて、下記のとおり児童生徒の新型インフルエンザ感染状況について報告します。

記

1 報告日 年月日()

2 新型インフルエンザ感染状況

学年	在籍者数	インフルエンザ様症状患者数	新型インフルエンザ確定患者数	備考
合計				

※インフルエンザ様症状患者とは、熱や呼吸器症状（咳・のどの痛み・鼻みずなど）がある児童生徒をいう。
※一斉休業期間（臨時休業期間）中は、毎日午後1時までに報告してください（ファクシミリ送信可）